

## 4 パブリックコメントの手続き

基本構想（案）について、市民の皆様からご意見を募集しました。

### (1) 意見募集の概要

#### ア 意見募集期間

平成 27 年 3 月 10 日（火）から平成 27 年 4 月 8 日（水）【30 日間】

#### イ 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参

#### ウ 意見募集した資料の配布・閲覧場所

- ・札幌市役所本庁舎（2 階 市政刊行物コーナー）
- ・札幌市動物管理センター 本所（西区八軒 9 条東 5 丁目 1-31）
- ・札幌市動物管理センター 福移支所（北区篠路町福移 156 番地）
- ・札幌市保健所（中央区大通西 19 丁目 WEST19 3F）
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係
- ・各区役所 保健福祉部健康・子ども課（保健センター）
- ・札幌市ホームページ

### (2) パブリックコメントの内訳

ア 意見の提出者数 179 名（団体：2 団体、個人：154 名、匿名：23 名）

イ 意見の件数 274 件

ウ 意見の内訳

分類	件数
第 1 章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題	計 53 件
第 2 章 動物愛護管理の基本的な考え方	計 17 件
1 基本構想の位置付け	(0 件)
2 基本構想の目標	(0 件)
3 基本施策	(17 件)
4 市民、行政及び関係機関の役割	(0 件)
第 3 章 基本構想の実現に向けて	計 181 件
1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定	(166 件)
2 札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）の策定	(0 件)
3 動物管理センターのあり方の検討	(15 件)
その他	計 23 件

\*札幌市動物愛護管理基本構想（案）の構成にそって分類しています。

### (3) パブリックコメントに基づく当初案からの修正点

市民の皆様からいただいたご意見を基に、当初案から 3 項目の修正、追記などを行いました。

No.	修正箇所	意見の概要	
		修正前	修正後
<b>第 1 章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題</b>			
1	<b>【P. 10】</b> 3 札幌市の現状  (3) 犬猫に関する苦情・相談  イ 多頭飼育の問題・相談	<p>「多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態」と法文にあるように、この事態の中に「避妊去勢を実施せずに飼育し、頭数が増えている」ことも含まれ、繁殖防止措置を実施しないことだけが原因とは限らないことから、法の趣旨や文言を正確に表現すべきなので、「動物虐待のおそれがある事例として多数の動物の飼育や保管が適正でないことに起因する動物の衰弱等が規定されました。」のように変更する。</p>	
		<p>平成 25 年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として多頭飼育の崩壊(犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育し、その数が増え管理できなくなった状態)が規定されました。</p>	<p>平成 25 年度の動物愛護管理法改正により、動物虐待のおそれがある事例として多頭飼育の崩壊(犬猫を避妊・去勢手術等の繁殖を防止する措置を実施せずに飼育し、その数が増え管理できなくなった状態等)が規定されました。</p>
2	<b>【P. 19】</b> 4 札幌市が抱える課題	<p>3 割程度の飼い犬が～ の部分は、あたかも全体の犬の 3 割のような表現なので、「登録犬のうち、3 割程度の犬が」とするべき。正確な表現とするのが良い。</p>	
	(2) 飼育動物の適正管理について	<p>…札幌市においては、3 割程度の飼い犬が…</p>	<p>…札幌市においては、<u>登録犬の</u>3 割程度の飼い犬が…</p>

No.	修正箇所	意見の概要	
		修正前	修正後
<b>第2章 動物愛護管理の基本的な考え方</b>			
1	<b>【P. 22】</b> 3 基本施策	「飼い主の適正管理を進める」を「飼い主及び、動物取扱業者による適正管理を進める」に変更すべき。飼い主に限らず、動物の所有者はすべて適正管理を行うべきであるから。	
	<b>【P. 24】</b> 図7 基本構想体系図	…飼い主の適正管理を進める「②動物の適正管理の推進」、…	… <u>飼い主や動物取扱業者</u> の適正管理を進める「②動物の適正管理の推進」、…
		飼い主に対して、飼育している動物が…	<u>飼い主や動物取扱業者</u> に対して、飼育している動物が…

#### (4) 意見の概要と札幌市の考え方

市民の皆様からいただいたご意見の概要については、類似の意見などはまとめさせていただいた上で、それに対する本市の考え方を示しています。

第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>【P. 5-8】</p> <p>3 札幌市の現状</p> <p>(2) 犬猫の収容状況</p>	<p>次のデータを追加して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引取り拒否の件数</li> <li>・路上で回収される犬死体頭数</li> </ul>	<p>基本構想策定の趣旨は、今後の札幌市の動物愛護管理行政の基本的な考え方を示すものであり、統計データについては、動物管理センターの現状をお知らせするものとしての出典となります。</p> <p>細かい統計データ等については、今後、策定を予定している動物愛護推進計画の中で示していきます。</p>
2	<p>【P. 11】</p> <p>3 札幌市の現状</p> <p>(3) 犬猫に関する苦情・相談</p>	<p>市民アンケートの中の(1) ペットを飼うことについて、ペットが好きかどうかについて、62.6%が好きと答えたことも入れるべき。</p>	<p>犬猫に関する苦情・相談という項目にそった内容の抜粋であり、今回は現状のとおりとします。</p>
3	<p>【P. 19】</p> <p>4 札幌市が抱える課題</p> <p>(1) 動物に対する愛護について</p>	<p>「犬猫の放棄や殺処分の数は依然として少なくない状況にあり」の後ろに「顕在化していない不適正飼育も相当数あると推測され」を挿入。放棄や遺棄をせずとも、つなぎっ放しや半野良状態、頭数過多など、明らかに不適切な飼育をしている市民も存在し、程度によっては動愛法に抵触する可能性などもここで指摘すべき。</p>	<p>いただいたご意見は今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>

第1章 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
4	<p>【P. 19】</p> <p>4 札幌市が抱える課題</p> <p>(2) 飼育動物の適正管理について</p>	<p>「札幌市においては」の後ろに、「法の規定や基準が遵守されているか、守られていない場合、勧告や命令、登録の取消などを積極的に進めていく」を挿入する。飼い主への啓発と同時に、動物取扱業者のモラルアップも非常に重要である。</p>	<p>行政としては、まずは、監視指導を強化し、適正な取扱い方についても啓発していくことが重要と考えており、いただいたご意見は今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

第2章 動物愛護管理の基本的な考え方			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>【P. 22】</p> <p>3 基本施策</p>	<p>「犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上」を「未登録犬の実数把握と低減、狂犬病予防注射実施率の向上」に変更する。実施率の向上は、あくまでも登録されていることが前提であるから、まずは無登録の犬を減らすことに重きを置いた施策を進めたい。例えば、狂犬病予防注射の実施率の向上を目指すべきである。また、単なる未接種と高齢や病気などの理由で予防注射ができない場合の予防注射猶予数も分けて明記すると良い。法令遵守により、個人や業者による多頭飼育の抑止につながり、動物の福祉向上が見込めるほか、鑑札の装着により所有者不明犬の収容数を減らし、返還数を上げられること、また飼い主の心理的な飼養責任も明確になるなど、登録することによるメリットは大きく、改めて重要施策として推進していくべき。</p>	<p>狂犬病予防業務は重要な業務として位置付けており、犬の登録、予防接種について、普及啓発を毎年実施しているところです。引き続き、登録・予防注射について、普及啓発を重要施策として実施します。</p>

## 第2章 動物愛護管理の基本的な考え方

No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
2	<p>【P. 22】</p> <p>3 基本施策</p>	<p>保護収容動物の福祉向上とともに動物取扱業への施策、飼い主への施策もそれぞれ盛り込むべき。動物の数からいっても保護収容動物以上に取扱業の所有動物、飼い主の所有動物への福祉向上がまずメインである。</p>	<p>施策の方向性は、一つの例示として、現状を踏まえ明確に示せる内容を記載しています。</p> <p>いただいたご意見にあります、飼い主や動物取扱業者への動物の福祉向上に係る施策については、今後、動物愛護推進計画策定時に、具体的な内容を検討します。</p>

## 第3章 基本構想の実現に向けて

No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>【P. 25】</p> <p>1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定</p> <p>(1) 条例制定の必要性について</p>	<p>返還手数料が高額なため、所有動物が収容されていることを確認しても、名乗り出ない市民が相当数いると推定されるし、他都市と比較しても突出しているため、返還手数料は引き下げ、飼養管理費を引き上げ、早めの返還を促すのが望ましい。また、引取り手数料については、動愛法改正後の有料化制定であり、終生飼養の趣旨に照らして、北海道や他都市等よりも高めの金額を設定すべきである。</p>	<p>手数料については、条例制定時に、受益者負担の観点などを踏まえ、決定したいと考えています。</p>
2	<p>【P. 26】</p> <p>1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定</p> <p>(2) 条例化を検討する事項</p>	<p>多頭飼育の実態を把握する制度を設けること、さらに多頭飼育者への精神的ケアのために精神保健関連部署と連携を図ることを記載してください。ただし、所有者のいない猫を減らす活動である地域猫対策（TNR 活動含む）は、届出制の趣旨・目的からは除外することを求めます。</p>	<p>多頭飼育の実態把握については、条例化を検討する事項として記載しているとおり、今後、多頭飼育の届出制の制定を検討していきます。</p> <p>また、飼育者の精神的ケアにかかる他部局との連携について、今後さらに連携を深めていきます。</p>

第3章 基本構想の実現に向けて

No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
3	<p>【P.26】</p> <p>1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定</p> <p>(2) 条例化を検討する事項</p>	<p>以下の項目の制定に賛成します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について</li> <li>・ 多頭飼育の届出制度</li> </ul> <p>以下の項目を制定してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験動物飼養施設の届出制度</li> <li>・ 特定犬指定制度</li> <li>・ 飼い主のいない猫対策の推進・関連部署との連携</li> </ul> <p>以下の項目を削除してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について</li> </ul>	<p>条例化を検討する事項については、いただいたご意見を参考に、内容を検討します。</p> <p>また、条例制定時にも、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただく予定となっています。</p>
4	<p>【P.27】</p> <p>3 動物管理センターのあり方の検討</p>	<p>本基本構想の実現のためには現在の2分化され、利便性の悪い管理センターでは、どう工夫しても物理的に無理であることからその拠点となる施設設備が無ければ絵にかいた餅である。また、大規模災害時の対策として、非常の事態における市民とペットの同行避難場所となる広さのある施設や敷地は必要不可欠である。この理想的な基本構想や新条例の円滑な運営、市民の新しい交流の場、札幌市の抱える課題解決のために、施設の集約移設は絶対に必要である。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、動物管理センターのあり方については、継続して検討していきます。</p>

その他の意見			
No.	該当箇所	意見の概要	札幌市の考え方
1		<p>以下の施策を実施してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦痛の少ない殺処分</li> <li>・ 避妊去勢手術への助成</li> <li>・ 動物取扱業者への立入強化</li> <li>・ 動物取扱業者への立入結果の公表</li> <li>・ 動物実験施設への立入</li> <li>・ 実験動物及び産業動物を含めた災害対策の検討</li> <li>・ ドッグランの設置</li> <li>・ 広報さっぽろの活用</li> </ul>	<p>これらのご意見については、今後の事業を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>